

3 月 1 6 日 (木)

(第 3 日 目)

平成29年第1回南関町議会定例会（第3号）

平成29年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第1号 南関町職員の修学部分休業に関する条例及び南関町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 平成28年度南関町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第7号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第8号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第9号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第10号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第11号 平成28年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第12号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第13号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第14号 平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第15号 平成29年度南関町一般会計予算について

- 日程第16 議案第16号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第18号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第24 議案第24号 町道の路線廃止について
- 日程第25 議案第25号 町道の路線認定について
- 日程第26 議案第26号 町道の路線廃止について
- 日程第27 議案第27号 町道の路線認定について
- 日程第28 議案第28号 町道の路線認定について
- 日程第29 議員派遣の件
- 日程第30 委員会報告について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願
- 日程第31 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・請願付託の件」
請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願
- 追加日程第1 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願
- 追加日程第2 閉会中の継続審査について
「文教厚生常任委員会・請願付託の件」
請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願
- 追加日程第3 閉会中の継続審査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	8番 田口浩君
9番 山口純子君	10番 本田眞二君
11番 橋永芳政君	12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町長 佐藤安彦君	税務住民課長 赤木二三也君
副町長 雪野栄二君	福祉課長 北原宏春君
教育長 大里耕守君	経済課長補佐 東田彰夫君
総務課長 大木義隆君	建設課長 古澤平君
会計管理者 寺本一誠君	教育課長 島崎演君
まちづくり課長 坂田浩之君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 深浦正勝君	書記 坂口智美君
--------------	----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第1号 南関町職員の修学部分休業に関する条例及び南関町職員の高
齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長（酒見 喬君） 日程第1、議案第1号、南関町職員の修学部分休業に関する条
例及び南関町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、南関町職員の修学部分休業に関する条例及び南関町職
員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案の
とおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第2号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第2号、南関町職員の勤務時間、休暇等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第3号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第3号、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第4号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第4号、南関町税条例等の一部を改正する条例

の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第5号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第5号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第6号 平成28年度南関町一般会計補正予算(第5号)について

○議長(酒見 喬君) 日程第6、議案第6号、平成28年度南関町一般会計補正予算(第5号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案6号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成28年度南関町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第7号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

○議長(酒見 喬君) 日程第7、議案第7号、平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第8号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(酒見 喬君) 日程第8、議案第8号、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第9号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(酒見 喬君) 日程第9、議案第9号、平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第10号、平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 平成28年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第11号、平成28年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成28年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第12号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第12、議案第12号、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第13号、平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第14、議案第14号、平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第15号 平成29年度南関町一般会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第15、議案第15号、平成29年度南関町一般会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。10番議員。

○10番議員（本田真二君） 予算審議の際にも質問した事項でございますが、予算書の29年度一般会計予算書の35ページ、中段ほどのちょっと上ですが、路線バス運行委託料547万2,000円のことについて、先ほど申しましたとおり、予算審議の際にも質問いたしましたが、半年間の委託料をここに予算化してあるわけですが、このことについてはさらに更新があるのか、またその後の手当と申しますか、代替手段と申しますか、その後のことについてはただただ打ち切られるのか、そのことについてお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 路線バス運行委託料、これは庄山線のことなんです。今回、9月末ということで半年間の、今言われましたとおり、予算を組んでおります。これにつきましては、一応半年間のうちに他の運行手段あたりも含め、地域公共交通協議会のほうでお諮りし、現在、乗り合いタクシーが4月から本格運行することになります。そのへんも含め、朝の早い時間帯であるとか、そういうところに運行できないか、また土曜・日曜、そのへんの運行も探りながら、半年間の予算で一応終了をさせて、あとは代替手段といいますか、そのへんで見直しを図っていきたいというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田真二君） 私もできればドア to ドアであるその乗り合いタクシーが、自宅である片一方のドアから、その目的地である買い物とか病院、そういった特に総合病院あたりは大牟田市、荒尾市あたりにしか、南関庄山線を使って、その先の延伸を考えた場合にはあったわけですが、その総合病院あたりがですね。それが今回打ち切りと仮になって、その半年間で何とか代替の手段を考えると、今課長は答弁されましたが、今までこの路線バスと乗り合いタクシーの関係というとは、もう何年も委員会でも話し合ってきましたし、当時、総務課がその担当だと思っておりますが、総務課長あたりを含めて何年も審議してきたわけですが、なかなかその代替手段というところが見つからんままに今になっております。そして、交通協議会を通じて乗り合いタクシーの乗り入れがどこまで可能なのかについても、病院まではまだ行き着いとらんとが今の現状だろうと思っております。私が一般質問で一遍したときに、もう庄山線なのうなるとですかと言うてから、その利用者の女性の方が3名、

うちに見えてから、何かもうこれがのうなるなら私たちは病院さんでも行かれんごつなりますというてから、一時苦情ば言うていかれましたが、私は必ずドア t o ドアで便利なごつなるごつ一般質問をしまして申し上げて、その代替手段が必ずできてからしか廃止はならんですよという、そのときは答えとりました、その利用者の方には。それで、今までこれだけ何年も研究して、なかなかその代替手段が見つからん、それと交通協議会等でも町内から乗り合いタクシーが外さん出るとに対して陸運局あたりとの折衝もまだあつらん現状で、早すぎるとやなかろうかと思えますが、その半年間しか組まんということは、だけんが、その半年後に代替手段がもしも見つからんやったときには、更新もあり得るのか、また代替手段に対してどれだけ踏み込んで、今から協議をされていくのか、その点をちょっとお聞かせください。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 議員おっしゃるとおりだと思います。現在、4月からの本格運行については、時間帯等についてはこれまでの試験運行と同じということでスタートをいたします。ただ、先ほども申しましたが、どうしてもカバーできない時間帯、バスはやはり7時台から走っているということで、それを利用されている方もいらっしゃる。それと、あと課題なのが、土曜・日曜の運行なのかなと、と祭日ですね。そのへんが乗り合いタクシーについては、現在のところ運行ができていないということになっておりますので、そのへんを協議していく必要があると考えているところです。そのへんを例えば便数を早い時間帯に走る便を1本とか、土曜・日曜も例えばこれは例ですけど、今までバス路線が走っていた路線を土曜・日曜に運行するとか、そのへんでまだはっきりした方向性というのはできておりませんが、そのへんで協議をしていきたいというふうに思います。半年間のうちにそのへんの結着は付けていきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 最後の質問ですが、一遍、以前私は南関高校の閉校に伴い、実際、荒尾に通うにしても、交通の便が悪いために、あそこに入ろうという生徒が少なくなるのではないかと、そのために代替手段として一人一人にタクシーでの送迎を用意するのではなくて、荒尾までのバスを県と折衝の上で、南関までを通してもらえば、それプラス乗り合いタクシーでかなりカバーできるんじゃないかという提案をしましたが、1本バスばあその間に、その場合は荒尾市も南関町もその費用負担ばせなんと思えますが、高校の閉校に伴うことでございましたので、県にもその費用ば出していただくならということも、そのとき提案しましたが、何かそういったいろいろな手段も含めて、代替手段を検討していただきたいと思えます。

その点についてあらゆる選択肢を検討されるか、その更新も含めて、その点をちょっと最後をお願いします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 議員のいろんな御要望のとおり、私たちも町当局も、そして議会の皆さんの思いはまったく同じだと思います。ただ、いろんな交渉をしている中で、地域公共交通協議会のそういった認めていただかないとできないという部分がありますので、これまでも交渉を続けてまいりましたが、これからもやっぱり町民の皆さんの利便性の低下しないように、逆に向上できるようなそういったことを交渉を続けていきたいと思っておりますし、その半年分ということで、まずは計上しておりますけれども、その中で方向を探る。そして、できないときはそういった継続も必要になってまいりますので、先ほども申しましたとおり、利用者の方、町民の方の利便性が絶対低下しないような、そういったことで進めてまいりたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 早くからこの問題は議論されておったことでございますし、利用者が少ないとはいえ、非常に不安になっておられる方もいらっしゃいますので、早急な方向で検討していただきますようお願いを申し上げます。よろしいですか、本田議員。

○10番議員（本田真二君） はい。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） ほかに質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成29年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第16号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議案第16号、平成29年度南関町国民健康保険

特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成29年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第17号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第17、議案第17号、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第18号 平成29年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第18、議案第18号、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成29年度南関町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第19、議案第19号、平成29年度南関町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成29年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第20、議案第20号、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第21号 平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第21、議案第21号、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成29年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第22号 平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第22、議案第22号、平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。2番議員。

○2番議員（杉村博明君） この宅地分譲の件ですけど、これが何年もかかっても出来ませんので、今年度でけりを付けるような、完売するような、そういった方向でしっかりといてもらいたいと思います。町長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 宅地分譲事業につきましては、全16区画のうち、未だ6区画しか分譲できておりません。ということで、いろんな方法を取りまして、そういった分譲を進めてきたわけですけれども、これまでも一昨日の全協の中でもお話ししましたが、担当課、担当係でそういったことに対応するという動きをしておりましたけれども、私はやっぱりそういったその少ない人数に任せることなく、全庁体制、役場全部の職員、そして議員の皆さまのお力も借りる中で、いろんな企業であるとか、いろんなところで周知を図りながら、もう少し幅広い動きをする中で全区画の分譲ができるようなことに取り組んでいきたいと思っています。そのためには議員の皆さまにも是非お力をお借りしたいと思っていますので、御協力よろしくをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今言われたように、全町取り上げていてもらいたいと思います。それとまた、議員のほうも応援していきますので、それと先ほども言いましたように、今年度でもう完売するような方向で是非進めていてもらいたいと思います。以上です。

○議長（酒見 喬君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成29年度南関町宅地分譲事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第23号 業務委託変更契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 日程第23、議案第23号、業務委託変更契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、業務委託変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第24号 町道の路線廃止について

○議長（酒見 喬君） 日程第24、議案第24号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第25号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第25、議案第25号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第26号 町道の路線廃止について

○議長（酒見 喬君） 日程第26、議案第26号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第27号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第27、議案第27号、町道の路線認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第28号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第28、議案第28号、町道の路線認定についてを議題に

します。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議員派遣の件について

○議長（酒見 喬君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思いを。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は議長に御一任いただきたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第30 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第30、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書について、委員長より審査結果

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。

付託年月日、平成27年3月11日。

件名、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、既存の通学路拡幅工事南関中学線の改良工事は平成28年度より着手予定であったが、平成29年度に繰り越しとなった。また、国道の歩道拡幅工事は計画されているので、今後、事業実施の状況を引き続き調査したい。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書は継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第31 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第31、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました請願第1号、「青少年健全育成基本法の制

定」を求める請願についてを委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 陳情審査報告書。

南関町議会議長、酒見喬様。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成29年3月10日。

件名、「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、請願事項の内容等について詳しく検討する必要があるため、継続とする。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第1号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

ただいま総務産業常任委員会委員長ほかから、閉会中の継続審査の件など6件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件など6件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

○議会事務局長（深浦正勝君） （議案書朗読）

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなどありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第3号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第1号の事件につ

いて、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第5 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----
○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正など字句の整理については、その整理を議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成29年第1回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

酒見喬

南関町議会議員

打越潤一

南関町議会議員

鶴地弘

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 29 年 第 1 回 定 例 会

平成 29 年 3 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

